

平成23年度 別海町の人事行政の運営状況について

平成24年10月
別海町

別海町では、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2の規定及び別海町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、人事行政の運営等の状況について以下のとおり公表します。

1 職員の任免及び職員数の状況

①職員の採用及び退職者の状況（平成23年度）

区分	採用	退職者				計
		定年	勸奨	普通	死亡	
一般会計	12	7	0	5	0	12
他会計	9	3	0	7	0	10
計	21	10	0	12	0	22

②部門別職員の状況

（平成23年4月1日現在 単位:人）

区分		職員数		
		平成22年度	平成23年度	増減
福祉関係を除く 一般行政職	議会	3	3	0
	総務	57	52	△5
	税務	10	11	1
	農水	30	29	△1
	商工	7	7	0
	土木	28	31	3
	小計	135	133	△2
福祉関係	民生	50	52	2
	衛生	25	24	△1
	小計	75	76	1
一般行政計		210	209	△1
特別行政	教育	50	48	△2
公営企業等	病院	80	85	5
	水道	8	8	0
	下水道	3	3	0
	その他	79	77	△2
	小計	170	173	3
総合計		430	430	0

③年齢別職員構成の状況

（平成23年4月1日現在）

区分		20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
		未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	平成23	人 4	人 25	人 28	人 39	人 54	人 62	人 43	人 36	人 45	人 40	人 53	人 1	人 430
	平成18	人 1	人 17	人 43	人 52	人 71	人 35	人 40	人 37	人 47	人 67	人 62	人 0	人 472

2 職員給与の状況

①人件費の状況（平成23年度決算統計）

区 分	歳出額A（千円）	人件費B（千円）	人件費率B/A（%）
一般会計	14,542,490	2,286,724	15.7
国民健康保険特別会計	2,413,567	30,586	1.3
下水道事業特別会計	525,716	18,849	3.6
介護サービス事業特別会計	902,911	483,672	53.6
介護保険特別会計	923,098	83,505	9.0
後期高齢者医療特別会計	139,791	16,426	11.8
病院事業会計	2,936,867	1,053,477	35.9
水道事業会計	809,820	51,743	6.4
合計	23,194,260	4,024,982	17.4

②職員給与費の状況（平成23年度当初予算）

区 分	職員数A	給与費（千円）				一人当たり給与費B/A千円	備 考
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
一般会計	274	1,001,000	174,180	352,700	1,527,880	5,576	国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療特別会計を含む。
下水道事業特別会計	3	11,565	1,941	4,180	17,686	5,895	
介護サービス事業特別会計	62	216,394	35,402	74,019	325,815	5,255	
病院事業会計	84	381,483	165,420	135,060	681,963	8,119	
水道事業会計	8	34,475	7,264	12,365	54,104	6,763	
合計	431	1,644,917	384,207	578,324	2,607,448	6,050	

※ 職員手当には、退職手当は含まない。

③職員の平均給料月額、平均給与（給料及び諸手当を含むもの）月額及び平均年齢の状況（平成23年4月1日現在）

区 分	一般行政職	公務補等技能労務職	保健師・看護師等の医療職	薬剤師等の医療技術職	医師
平均給料月額	311,600円	317,300円	310,700円	295,900円	1,117,700円
平均給与月額	342,299円	351,738円	349,867円	333,473円	1,994,033円
平均年齢	41歳8ヶ月	48歳5ヶ月	41歳7ヶ月	39歳9ヶ月	47歳9ヶ月

④職員の初任給と経験年数別・学歴別平均給料月額

区分	学歴別	初任給	経験年数ごとの平均給料月額			
			10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	
一般行政職	23年度	大卒	172,200円	280,542円	309,811円	354,883円
		高卒	140,100円	219,200円	275,755円	308,571円
	22年度	大卒	172,200円	274,267円	304,638円	353,875円
		高卒	140,100円	220,560円	278,108円	308,760円

⑤特別職の報酬等

町長・副町長・教育長の報酬月額は、平成19年7月1日から当分の間
5%～10%の削減をしております。(平成23年4月1日現在)

区分	給料月額(円)	期末手当	区分	報酬月額(円)	期末手当	
町長	847,000(減額前)	6月期 1.90月分	議長	306,000	6月期 1.25月分	
	762,300(減額後)	12月期 1.95月分	副議長	245,000	12月期 2.60月分	
副町長	679,000(減額前)	計 3.85月分	常任委員長	219,000	計 3.85月分	
	611,100(減額後)		議員	193,000		
教育長	611,000(減額前)					
	580,450(減額後)					

⑥職員手当の状況(平成23年4月1日現在)

区分	内容		金額等(円)	
扶養手当	配偶者		13,000	
	配偶者以外	1人につき	6,500	
		職員に配偶者がいない場合にあつてはそのうち1人のみ	11,000	
	16歳から22歳までの加算(特定扶養)		5,000	
住居手当	持家		10,000	
	借家(家賃が12,000円を超える借家等の場合家賃の額に応じて支給)		限度額 27,000	
通勤手当 (通勤距離片道2km以上の者)	交通機関利用		限度額 45,000	
	自家用自動車等利用	片道距離	2km以上～5km未満	2,000
			5km以上～10km未満	4,100
			10km以上～15km未満	6,500
			15km以上～20km未満	8,900
			20km以上～25km未満	12,000
			25km以上	15,000
管理職手当	医師職 給料の100分の18			
	部長職		48,600	
	次長職		40,500	
	課長職		37,200	
	主幹職		29,900	
特殊勤務手当	勤務が危険、不快、不健康又は困難な業務に従事する職員に支給する。			
時間外勤務手当	正規の勤務時間を越えて勤務を命ぜられた職員に支給する。			
地域手当	実務研修のため国又は北海道の機関に派遣した職員に対し、給料と扶養手当合計額の100分の6に相当する額を支給する。			
期末・勤勉手当	6月期	期末手当 1.225月分	計 1.90月	
		勤勉手当 0.675月分		
	12月期	期末手当 1.375月分	計 2.05月	
		勤勉手当 0.675月分		
寒冷地手当	11月から3月までの5ヶ月間、各月の初日に在職し常時勤務に服する職員に対し支給する。			
	世帯主	扶養親族のある職員	26,380	
		その他の世帯主である職員	14,580	
	その他の職員		10,340	
退職手当	退職手当額は、退職の日における給料月額に勤続期間と退職事由に応じた一定の支給率を乗じて算出される			
	区分	自己都合	勸奨・定年	
	勤続10年	6.0月分	10.00月分	
	勤続20年	23.5月分	30.55月分	
	勤続25年	33.5月分	41.34月分	
	勤続35年	47.5月分	59.28月分	
	最高限度	59.28月分	59.28月分	

⑦ラスパイレス指数の状況（平成23年4月1日現在）

別海町	96.4
類似団体平均	94.7
全国町平均	95.3

※ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

※類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

① 勤務時間の状況（平成23年4月1日現在）

1週間の勤務時間	始業時間	終業時間	休憩時間	閉庁日
38時間45分	8時45分	17時30分	12時00分 ） 13時00分	土曜日・日曜日 国民の祝日に関する法律に規定する休日 12月31日から翌年1月5日まで

※ 勤務場所により異なる労働形態があります。

② 休暇の種類

年次休暇	1 暦年20日間（残日数20日を限度として翌年に繰越）
病気休暇	2 暦年90日間
特別休暇	3 ・忌引休暇（配偶者10日・父母7日・子5日・祖父母3日等） ・結婚休暇（5日）・子の看護休暇（5日） ・配偶者出産休暇（3日）等
介護休暇（無給）	1 職員の近親者の負傷、疾病または老齢のため日常生活を営むことに支障がある場合（6ヶ月以内の必要と認める期間）
組合休暇（無給）	1 職員が任命権者の承認を得て、承認された職員団体または労働組合の運営のために必要不可欠な業務ないし活動に従事する期間

4 職員の分限及び懲戒処分等の状況

① 分限処分の状況（平成23年度）

処分事由	処分の種類		
	降任	免職	休職
勤務実績がよくない場合	0件	0件	0件
心身の故障の場合	0件	0件	3件
職に必要な的確性を欠く場合	0件	0件	0件
職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合	0件	0件	0件
刑事事件に関し起訴された場合	0件	0件	0件

※分限処分とは、勤務実績が良くない場合や、心身の故障のためにその職務の遂行に支障があり又はこれに堪えない場合などその職に必要な適格性を欠く場合、職の廃止などにより公務の効率性を保つことを目的としてその職員の意に反して行われる処分のこと。

② 懲戒処分状況（平成23年度）

処分の種類 処分事由	戒告	減給	停職	免職
法令に違反した場合	0	0	0	0
職務上の義務に違反した場合	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0
処分人数	0	0	0	0

※懲戒処分とは、職員の義務違反に対して責任を問い秩序の維持を図るための制裁的な処分

5 職員のサービスの状況

別海町事務取扱規程の中に職員のサービスの基本概念を定め、町民の奉仕者としての観念に徹し、公共の利益のため勤務するよう職員に周知徹底を図っております。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

① 職員の研修

実施機関	研修内容	受講者数
北海道市町村職員研修センター	指導能力研修	2人
	税務事務・基礎研修	1人
	人事評価制度構築と運用研修	1人
	法令実務・基礎研修	1人
	自治体経営改革と行政評価研修	1人
北海道市町村振興協会	市町村交流職員研修会	2人
	市町村職員研修会	1人
北海道町村会	研修講師養成講座	1人
	研修講師フォローアップ研修	2人
根室町村会	新規採用職員研修	12人
	初級職員研修	17人
	中級職員研修	8人
	法務研修	8人
別海町	新規採用及び若年層職員研修	18人
	新規職員酪農体験型研修	10人
	メンタルヘルス研修	36人
合計		121人

② 勤務成績の評定

実施状況	評価方法	評価結果の活用	対象者
定期的に評定	能力評価・業務評価以外の手法による評価	昇給及び勤勉手当の支給率に反映	全職員

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

① 職員の福利厚生

地方公務員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、障害若しくは死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関して適切な給付を行うため、相互救済を目的とする共済制度があります。本町職員に対して適用される共済制度は、北海道市町村共済組合が制度を運用、実施しています。

また、職員は共済組合の事業をより充実、補完するために設けられた(財)北海道市町村職員福祉協会に加入し、福利厚生の充実を図っております。

※ 北海道市町村共済組合及び福祉協会の詳しい事業内容については、共済組合及び福祉協会のホームページをご覧ください。

② 職員の健康診断の実施状況（平成23年度）

健康診断の種類	受診者数
総合健診	228人
定期健診	105人

③ 公務災害等の状況（平成23年度）

区分	申請件数	認定件数
公務災害	5件	5件
通勤災害	1件	1件